

令和五年五月臨時会

令和 5 年第 1 回

菊陽町議会 5 月臨時会会議録

令和 5 年 5 月 11 日

菊陽町議会
会議録

熊本県菊陽町議会

第1回菊陽町議会5月臨時会会議録

令和5年5月11日（木）開会

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程

(令和5年第1回菊陽町議会5月臨時会)

令和5年5月11日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長の選挙について

追加日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期決定の件について

日程第3 諸般の報告

日程第4 副議長の選挙について

日程第5 議席の指定について

日程第6 常任委員会委員の選任について

日程第7 議長の常任委員会委員の辞任について

日程第8 議会運営委員会委員の選任について

日程第9 大津菊陽水道企業団議会議員の選挙について

日程第10 菊池広域連合議会議員の選挙について

日程第11 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

日程第13 菊陽町議会広報調査特別委員会の設置及び委員の選任について

日程第14 町長提出承認第2号から報告第7号までを一括議題

日程第15 町長の提案理由の説明

日程第16 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例の一部を改正する条例）

日程第17 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第18 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度菊陽町一般会計補正予算（第8号））

日程第19 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号））

日程第20 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第4号））

日程第21 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第1号））

日程第22 報告第6号 専決処分の報告について（工事請負契約の締結について（菊陽北小学校放課後児童クラブ用地造成工事））

日程第23 議案第27号 菊陽町自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について

日程第24 議案第28号 令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）について

日程第25 報告第7号 令和4年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書について

日程第26 同意第3号 菊陽町監査委員の選任について

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | | | | | |
|-----|-----|-----|---|-----|----|-----|---|
| 1番 | 鬼塚 | 洋 | 君 | 2番 | 吉村 | 恭輔 | 君 |
| 3番 | 藤本 | 昭文 | 君 | 4番 | 馬場 | 功世 | 君 |
| 5番 | 廣瀬 | 英二 | 君 | 6番 | 矢野 | 厚子 | 君 |
| 7番 | 大久保 | 輝 | 君 | 8番 | 西本 | 友春 | 君 |
| 9番 | 佐々木 | 理美子 | 君 | 10番 | 中岡 | 敏博 | 君 |
| 11番 | 布田 | 悟 | 君 | 12番 | 佐藤 | 竜巳 | 君 |
| 13番 | 甲斐 | 榮治 | 君 | 14番 | 岩下 | 和高 | 君 |
| 15番 | 上田 | 茂政 | 君 | 16番 | 小林 | 久美子 | 君 |
| 17番 | 坂本 | 秀則 | 君 | 18番 | 福島 | 知雄 | 君 |

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤 優誠 君

書記 吉本 香奈 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|----------|----------------------|---------|
| 町長 | 吉本 孝寿 君 | 副町長 | 小牧 裕明 君 |
| 教育長 | 二殿 一身 君 | 教育部長 | 吉永 公紀 君 |
| 総務部長 | 板楠 健次 君 | 住民生活部長 | 矢野 和幸 君 |
| 健康福祉部長 | 東 桂一郎 君 | 産業振興部長兼 農業委員会事務局長 | 山川 和徳 君 |
| 都市整備部長 | 井 芹 渡 君 | 総務課長 | 梅原 浩司 君 |
| 危機管理防災課長 | 阪本 幸昭 君 | 財政課長 | 澤田 一臣 君 |
| 税務課長 | 村上 健司 君 | 健康・保険課長 | 岩下 美穂 君 |
| 福祉課長 | 氏家 良子 君 | 子育て支援課長 | 石原 俊明 君 |
| 商工振興課長 | 今村 太郎 君 | 建設課長 | 矢野 博則 君 |
| 都市計画課長 | 阿久津 友宏 君 | 下水道課長 | 丸山 直樹 君 |
| 総務課総務法制係長 | 高山 智裕 君 | | |

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○**議会事務局長（内藤優誠君）** おはようございます。事務局長の内藤と申します。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長の甲斐榮治議員を御紹介します。

甲斐榮治議員、議長席をお願いいたします。

○**臨時議長（甲斐榮治君）** おはようございます。ただいま紹介されました甲斐榮治です。地方自治法第107条の規定によって臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまから令和5年第1回菊陽町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、議席に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 仮議席の指定について

○**臨時議長（甲斐榮治君）** 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

それでは、ここで吉本町長から御挨拶をお願いします。

○**町長（吉本孝寿君）** 皆様おはようございます。

それでは、一言、お祝いの言葉を申し上げます。

皆様におかれましては、去る4月23日に施行されました菊陽町議会議員一般選挙におきましてめでたく当選を果たされまして、誠におめでとうございます。心からお祝いを申し上げる次第でございます。

さて、この菊陽町は、昭和30年4月に原水村、津田村、白水村の3村が合併をし、菊陽町として誕生をしました。それから68年の年月が流れ、合併当時の人口が1万2,115人でありましたが、現在は4万3,000人を超え、約3.6倍になっているところでございます。この間、道路、下水道、区画整理などのインフラの整備が進み、多くの企業が立地をし、大型商業施設も開業するなど、目覚ましい発展を遂げてまいりました。そして、世界的半導体製造企業でもございますTSMCの進出により、全国から注目される町となっているところでございます。菊陽町がこのように発展を続けることができますのも、町民の皆様はもとより、歴代の議会議員の皆様のもちづくりに対する御理解と御協力があったのもであり、深く敬意と感謝の意を表すところでもございます。

このような中、菊陽町議会議員となられました皆様の任期は、5月2日から4年間となります。町のさらなる発展のため、議員各位の御活躍を期待するところでもございます。

町執行部も4月1日から新体制となりました。町民の幸せと町の発展のため、皆様と共に全

力で取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力を賜りますよう改めましてお願いを申し上げまして、お祝いの言葉とさせていただきます。ありがとうございます。

○臨時議長（甲斐榮治君） それでは、これから議会構成を行いますので、執行部は退席願います。議会構成が終わりましたら、庁内放送でお知らせしますので、よろしく願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議長の選挙について

○臨時議長（甲斐榮治君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（甲斐榮治君） ただいまの出席議員数は18人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に廣瀬英二君及び矢野厚子さんを指名します。

ただいまから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（甲斐榮治君） 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に議長候補1人の氏名を記載してください。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（甲斐榮治君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（甲斐榮治君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（内藤優誠君） 時計回りをお願いいたします。

〔議会事務局長点呼、投票〕

○臨時議長（甲斐榮治君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（甲斐榮治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

廣瀬英二君及び矢野厚子さん、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○臨時議長（甲斐榮治君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 18票

有効投票 18票

無効投票 0票

有効投票のうち

福島 知雄君 11票

坂本 秀則君 5票

小林久美子君 1票

布田 悟君 1票

以上のとおりです。

公職選挙法第95条第1項の規定によって、この選挙の法定得票数は5票です。したがって、福島知雄君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（甲斐榮治君） ただいま議長に当選された福島知雄君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

議長当選承諾及び挨拶をお願いします。

福島知雄君、登壇願います。

○12番（福島知雄君） 改めまして、おはようございます。一言、議長就任の御挨拶を申し上げます。

このたびは、菊陽町議会議長の要職に就任することになりましたことは大変光栄に存ずるところでございます。御覧のとおり浅学非才の身でありますので、その職の器にないことは十分承知をしておりますけれども、ここに皆さん方の御推挙を受けました以上は身を挺してその職務を全うする所存でございます。議員各位におかれましては今後一層の御支援、御指導をお願いするところでございます。

ところで、菊陽町におきましては大変活発になってきております。さらに今後活発になることが予想されるわけであります。その要因は、TSMCの進出が大きく影響していることは皆さん御承知のとおりでございます。TSMCが日台間の経済、貿易協力の牽引役となるよう切に望むところでございまして、そうなりますと本町はじめ熊本県は経済効果が莫大なものがあるというふうに予想されておりますし、今後、菊陽町の将来に大いに期待を持てるところでございます。

また、議会運営に関しましては、議会運営の皆さんをはじめ議員の皆さん方の御意見を尊重しながら、不偏不党、公平無私をよしとして、議会が円滑に運営されるよう鋭意努力をする所存でございます。今後におきましても、この菊陽町にとりまして明るい未来があるというふうに信じておりますので、今まで培ってきた経験と知識を活用して菊陽町の発展に寄与していき

たいというふうに思いますので、議員の皆さん方のさらなる御支援、御鞭撻をお願い申し上げまして挨拶といたします。ありがとうございます。お世話になります。

○臨時議長（甲斐榮治君） 以上をもちまして臨時議長としての職務を全部終了することができました。皆様の御協力、ありがとうございました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時24分

再開 午前10時32分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

議席に配付のとおり議事日程を追加したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） 異議なしと認めます。したがって、追加日程は議席に配付のとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（福島知雄君） 追加日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、鬼塚洋君、吉村恭輔君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第2 会期決定の件について

○議長（福島知雄君） 追加日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定をしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第3 諸般の報告

○議長（福島知雄君） 追加日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第4 副議長の選挙について

○議長（福島知雄君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。



選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○議長（福島知雄君） ただいまの出席議員は18人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に大久保輝君及び西本友春君を指名します。

ただいまから投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名式です。投票用紙に副議長候補1人の氏名を記載をしてください。

〔投票用紙配付〕

○議長（福島知雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（福島知雄君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔議会事務局長点呼、投票〕

○議長（福島知雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

大久保輝君及び西本友春君、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（福島知雄君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票

有効投票数 18票

無効投票数 0票

有効投票のうち

坂本 秀則君 12票

布田 悟君 5票

小林久美子君 1票

以上のとおりでございます。

公職選挙法第95条第1項の規定によって、この選挙の法定得票数は5票です。したがって、坂本秀則君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（福島知雄君） ただいま副議長に当選されました坂本秀則君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

副議長当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

坂本秀則君、登壇をお願いします。

○13番（坂本秀則君） 改めて、こんにちは。副議長に就任いたします坂本秀則です。

議員懇談会でも申してましたとおり、菊陽町は大きく変化を遂げます。それに見合った議会になるようスキルアップに努め、また皆様の声を少数意見でも尊重して議長に伝える役目を果たしていきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第5 議席の指定について

○議長（福島知雄君） 追加日程第5、議席の指定を行います。

議席の指定は、会議規則第4条第1項によって、議長において指定したいと思います。

議席の番号は、議長席から見て前列右から左へ、2列目も前列のとおり番号をつけたいと思います。

なお、副議長17番、議長18番席としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） 異議なしと認めます。したがって、副議長17番、議長18番と決定しました。

それでは、議席番号及び氏名を事務局に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（内藤優誠君） それでは、議席番号と氏名を朗読します。

1番鬼塚洋議員、2番吉村恭輔議員、3番藤本昭文議員、4番馬場功世議員、5番廣瀬英二議員、6番矢野厚子議員、7番大久保輝議員、8番西本友春議員、9番佐々木理美子議員、10番中岡敏博議員、11番布田悟議員、12番佐藤竜巳議員、13番甲斐榮治議員、14番岩下和高議員、15番上田茂政議員、16番小林久美子議員、17番坂本秀則議員、18番福島知雄議員。

○議長（福島知雄君） ただいま事務局長が朗読したとおりです。議席を決定しました。

ただいまから机上の氏名標を取り替えます。

しばらく休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時50分

再開 午前11時16分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第6 常任委員会委員の選任について

○議長（福島知雄君） 追加日程第6、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議席に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員は議席に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

次に予定しております追加日程第7、議長の常任委員会辞任の件については、議長は地方自治法第117条の規定によって除斥の対象となりますので、議長席を副議長と交代します。

〔議長交代〕

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第7 議長の常任委員会委員の辞任について

○副議長（坂本秀則君） それでは、議長を交代しまして、追加日程第7、議長の常任委員会委員の辞任についてを議題とします。

福島知雄議長の退場を求めます。

〔18番 福島知雄君 退席〕

○副議長（坂本秀則君） 議長から、議会運営上、公正を期すため、常任委員を辞任したいとの申出がありました。

お諮りします。

本件は申出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（坂本秀則君） 異議なしと認めます。したがって、議長の常任委員の辞任を許可することに決定しました。

福島知雄議長の入場を許可します。

〔18番 福島知雄君 入場〕

○副議長（坂本秀則君） 福島知雄議長に申し上げます。

ただいま常任委員の辞任を許可することに決定しました。

それでは、議長を交代します。

〔議長交代〕

○議長（福島知雄君） これから委員会条例第8条第2項によって各常任委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。決定したら議長まで報告をお願いします。

念のため申し上げます。委員会条例第9条第2項の規定によって、委員長の互選に関する職務は年長の委員が行うことになっておりますので、よろしく申し上げます。

しばらく休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時20分

再開 午前11時43分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告します。

総務住民生活常任委員長廣瀬英二君、副委員長吉村恭輔君、文教厚生常任委員長大久保輝君、副委員長鬼塚洋君、経済産業建設常任委員長矢野厚子君、副委員長馬場功世君が選任されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第8 議会運営委員会委員の選任について

○議長（福島知雄君） 追加日程第8、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議席に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は議席に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

これから委員会条例第8条第2項によって議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。決定したら議長まで報告をお願いします。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時44分

再開 午前11時47分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告します。

議会運営委員長甲斐榮治君、副委員長廣瀬英二君が選任されました。

ここで昼食休憩といたします。

開始時間は13時といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時48分

再開 午後0時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第9 大津菊陽水道企業団議会議員の選挙について

○議長（福島知雄君） 追加日程第9、大津菊陽水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

大津菊陽水道企業団議会議員に、吉村恭輔君、藤本昭文君、西本友春君、小林久美子君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました4名を大津菊陽水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました吉村恭輔君、藤本昭文君、西本友春君、小林久美子君が大津菊陽水道企業団議会議員に当選されましたので、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第10 菊池広域連合議会議員の選挙について

○議長（福島知雄君） 追加日程第10、菊池広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

菊池広域連合議会議員に、私、福島知雄と鬼塚洋君、馬場功世君、中岡敏博君、岩下和高君、坂本秀則君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した6名を菊池広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました私、福島知雄と鬼塚洋君、馬場功世君、中岡敏博君、岩下和高君、坂本秀則君が菊池広域連合議会議員に当選されましたので、会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第11 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（福島知雄君） 追加日程第11、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に小林久美子君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました小林久美子君を熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました小林久美子君が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されましたので、会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 追加日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（福島知雄君） 追加日程第12、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第13 菊陽町議会広報調査特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（福島知雄君） 追加日程第13、菊陽町議会広報調査特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題とします。

議会広報の編集及び発行、調査のため、6名の委員で構成する菊陽町議会広報調査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。期間は、議会広報編集に関する調査が終了するまででございます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） 異議なしと認めます。したがって、菊陽町議会広報調査特別委員会の設置については、6名の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ただいまから名簿を配付いたします。

〔名簿配付〕

○議長（福島知雄君） 議会広報調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、ただいま配付しました名簿のとおり6名を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました鬼塚洋君、吉村恭輔君、藤本昭文君、馬場功世君、廣瀬英二君、西本友春君を議会広報調査特別委員会委員に決定し、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

これから委員会条例第8条第2項の規定によって議会広報調査特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。決定しましたら議長まで報告をお願いします。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時6分

再開 午後1時8分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報調査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

委員長に西本友春君、副委員長に藤本昭文君が選任されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時9分

再開 午後1時22分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第14 町長提出承認第2号から報告第7号までを一括議題

○議長（福島知雄君） 追加日程第14、町長提出承認第2号から報告第7号までの10件について一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第15 町長提案理由の説明

○議長（福島知雄君） 追加日程第15、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） それでは、提案理由を申し上げます。

今回提案いたします付議事件は10件でございます。内容は、承認6件、報告2件、議案2件でございます。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

承認第2号は、菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、税条例の一部を改正したもので、主な改正点は、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税額の減額措置の創設、軽自動車税の種別割の税率の特例の延長などであります。

続きまして、承認第3号は、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、国民健康保険税条例の一部を改正したもので、改正点は、国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び減額の基準の改正であります。

承認第4号は、令和4年度菊陽町一般会計補正予算につきまして専決処分の承認を求めるも

のであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から1億5,022万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を204億823万1,000円と決めました。歳入の主なものは、町税を9,672万5,000円増額し、国庫支出金を1億6,084万5,000円、繰入金を1億6,234万9,000円減額しております。歳出の主なものは、総務費を1億7,679万8,000円増額し、土木費を9,760万3,000円減額しております。

承認第5号は、令和4年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算について専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億303万8,000円と定めるものであります。令和4年度予算において、工業団地造成事業特別会計から一般会計への繰入金を確定させるため、予算の調整を行っております。

承認第6号は、令和4年度下水道事業会計補正予算について専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、収益的収入及び支出の予定額において、収入の事業収益を5,078万7,000円増額し、14億8,361万円と定め、支出の事業費用を321万3,000円減額し、13億87万8,000円と定めるものであります。また、資本的収入及び支出の予定額において、資本的収入を143万円減額し、15億1,086万2,000円と定め、資本的支出を143万円減額し、19億8,668万8,000円と定めるものであります。

承認第7号は、令和5年度菊陽町一般会計補正予算について専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に1億5,641万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を184億4,226万5,000円と決めました。歳入は国庫支出金を1億5,641万7,000円増額し、歳出は衛生費を1億5,641万7,000円増額しております。

報告第6号は、専決処分の報告についてであります。

令和4年第1回菊陽町議会臨時会において議決をいただきました菊陽北小学校放課後児童クラブ用地造成工事の請負契約に関するもので、工事内容の一部を変更することに伴い、請負変更契約の額を定め、契約することについて専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものであります。

議案第27号は、菊陽町自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、新たに整備した原水駅北口バス転回広場駐輪場の名称及び位置を新たに加えるために条例の一部を改正するものであります。

議案第28号は、令和5年度菊陽町一般会計補正予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に1億3,613万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を185億7,840万2,000円と定めるものであります。歳入の主なものは、国庫支出金を1億3,595万8,000円増額し、歳出は民生費を1億3,613万7,000円増額するものであります。

報告第7号は、令和4年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

内容は、地方公営企業法第26条第1項及び第2項の規定により繰り越した令和4年度菊陽町下水道事業会計の繰越額について、同条第3項の規定により報告するものであります。第1項の規定による建設改良費の繰越額は6億6,396万4,000円で、第2項ただし書の規定による事故繰越額は1億4,870万円であります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福島知雄君） 町長の提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第16 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例の一部を改正する条例）**

○議長（福島知雄君） 追加日程第16、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

税務課長、説明を求めます。

○税務課長（村上健司君） 皆様こんにちは。

それでは、承認第2号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

承認第2号は、菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正の理由は、地方税法等の一部を改正する法律が去る令和5年3月31日に公布されたことに伴い、菊陽町税条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容は、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置の創設、軽自動車税の種別割の税率の特例の延長などです。そのほか、関係法令等の改正に伴う様式の新設、引用条項の改正及び追加、また字句等を改めるものなどあります。

改正部分は3枚目から9枚目になりますが、説明のほうは参考資料の新旧対照表で御説明いたしますので、10枚めくっていただきたいと思っております。右側が改正後になります。改正には、関係法令等の条項等の改正及び追加に伴う項ずれなどもありますので、主なものについて説明させていただきます。

5枚めくっていただき、新旧対照表の11ページを御覧ください。下のほうになりますが、第82条、種別割の税率に関するものです。改正箇所は、1枚めくっていただき、12ページになります。令和4年の道路交通法の一部改正により、最高時速20キロ以下など一定の要件がある電動キックボードについて特定小型原動機付自転車という新たな区分が設けられたことに伴い、地方税法施行規則が改正され、特定小型原動機付自転車の種別割の税率区分を明確にするために、第1項第1号（二）から除外する改正になります。これにより、定格出力が0.6キロワッ

ト以下である特定小型原動機付自転車は、第1項第1号（イ）の税率区分に該当することになります。

施行日は、令和5年7月1日です。

1枚めくっていただき、14ページをお願いいたします。税条例附則に関するものになります。附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例に関するものです。租税特別措置法で、肉用牛の売却による事業所得については個人町民税の所得割を課さないとする特例措置が講じられているところです。この適用期限を令和9年度まで延長する改正になります。

施行日は、令和5年4月1日です。

同じ14ページ、一番下になりますが、附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合に関するものです。附則第10条の2は、通称わがまち特例と言われるもので、法附則第15条等において規定する割合を参酌して条例で定めることになっているものです。15ページの第3項から17ページの第25項までは、法改正に伴う項ずれに対応する改正になります。17ページの第27項は、先ほど主な改正の一つに挙げました長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税額の減額措置の創設に関わるものです。管理不全マンションの発生未然防止を図るため、固定資産税の軽減制度を創設するもので、大規模修繕工事が完了した翌年度の当該建物に係る固定資産税額の3分の1を減額する規定の新設になります。

施行日は、令和5年4月1日です。

1枚めくっていただき、18ページをお願いいたします。附則第10条の4、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等に関するものです。熊本地震に係る被災住宅用地の課税標準の特例及び被災家屋に係る税額の減額の特例を令和6年度まで延長する改正になります。

施行日は、令和5年4月1日です。

2枚めくっていただき、22ページをお願いいたします。附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例に関するものです。種別割は、原付、二輪、三輪、四輪の種別ごとに、乗用、貨物、また自家用、営業用などの区分ごとに年税率が定められています。また、環境負荷の少ない車両の場合、取得の翌年度の種別割の税額を減額する特例がございます。今回の改正は、この特例期間を、令和8年3月31日までに取得した車両を対象とし、3年延長する改正になります。

施行日は、令和5年4月1日です。

2枚めくっていただき、26ページをお願いいたします。附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に関するものです。優良住宅地造成等の長期譲渡所得に係る町民税の課税の適用期限を令和8年度まで延長する改正になります。

施行日は、令和5年4月1日です。

そのほか、令和6年度から国税として課税される森林環境税の導入に伴い、森林環境税を個人の町民税と併せて徴収することとされたことに伴う改正を行っております。

最初にお戻りいただきまして、7枚めくっていただき、中段くらいになりますが、改正文附則を御覧ください。

附則第1条、施行期日になります。第1条において、この条例は令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行するとしております。第1号で列挙しております改正規定につきましては令和5年7月1日から施行、第2号で列挙しております改正規定等につきましては令和6年1月1日から施行、第3号で列挙しております改正規定につきましては令和7年1月1日からの施行としております。

附則第2条、第3条及び第4条は、町民税、固定資産税及び軽自動車税に関する経過措置を規定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄君） 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第2号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄君） 賛成多数です。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第17 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（福島知雄君） 追加日程第17、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

税務課長、説明を求めます。

○税務課長（村上健司君） 承認第3号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

承認第3号は、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正の理由は、地方税法施行令の一部を改正する政令が去る令和5年3月31日に公布されたことに伴い、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容は2つで、国民健康保険税の課税限度額の引上げと国民健康保険税を軽減する所得判定基準についてであります。

それでは、4枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表で御説明させていただきます。右側が改正後になっております。

新旧対照表の1ページを御覧ください。国民健康保険税条例の第2条は、国民健康保険の課税額についての規定になります。第1項が略となっておりますが、第1項には、国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額とするとされております。また、第2項、第3項、第4項において、それぞれの課税限度額が定められております。今回の主な改正の1つ目が、この課税限度額の改正になります。第3項の改正は、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を20万円から22万円に引き上げるものです。

2つ目が、第23条になります。第23条は、所得の少ない世帯に対して均等割額及び平等割額を減額する規定で、第1号が7割減額について、第2号が5割減額について、第3号が2割減額について、それぞれ定められています。今回の改正は、第2号の5割減額及び第3号の2割減額に関するもので、減額措置に係る軽減判定所得の基準額を引き上げることにより軽減世帯の対象を広げるものです。2ページをお開きください。第2号の5割軽減では、被保険者1人につき加算する金額28万5,000円を29万円に引き上げるものです。3ページを御覧ください。第3号の2割軽減では、被保険者1人につき加算する金額52万円を53万5,000円に引き上げるものです。

そのほかの改正は、法改正に伴う引用条項の改正及び字句等を改めるものなどになります。

最初に戻りまして2枚めくっていただき、改正文を御覧ください。中段あたりになります。附則第1項で、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

また、附則第2項において、この条例による改正後の菊陽町国民健康保険税条例の規定は令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（福島知雄君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 承認第3号専決処分の承認を求めることについて反対討論をします。

今回の改正が、地方税法施行令等の一部改正に合わせて国民健康保険税の課税限度額の引上げが行われているからです。今まで医療分65万円、後期高齢者支援金20万円、介護納付金17万円で総計102万円の限度額が、今回の条例では後期高齢者支援金が2万円引上げがあり、総計104万円になるものです。国保税の負担が重い中での課税限度額の引上げは問題であり、私は国保税の負担がかなり重いので引下げが必要と考え、反対討論とします。

以上です。

○議長（福島知雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第3号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄君） 起立多数です。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第18 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度菊陽町一般会計補正予算（第8号））

○議長（福島知雄君） 追加日程第18、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（令和4年度菊陽町一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） こんにちは。

承認第4号の専決処分の承認を求めることについては、令和4年度菊陽町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

3月の定例会以降に確定しました各種交付金や国県支出金などの予算について、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細は御質問に応じ、お答えしますので、よろしく願いいたします。

それでは、2枚めくっていただき、1ページをお開きください。令和4年度菊陽町一般会計補正予算（第8号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から1億5,022万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を204億823万1,000円と決めました。第2条では繰越明許費の補正を、第3条では債務負担行為の補正を、第4条では地方債の補正をそれぞれ定めています。

2ページからは第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容は11ページ以降の補正予算に関する

説明書の中で説明いたします。

8ページをお開きください。第2表の繰越明許費補正です。1の追加で6件の事業について繰越額の限度額を定め、2の変更で3件の事業について限度額を変更するものです。

下の9ページを御覧ください。第3表の債務負担行為補正です。1の変更で2件の事業について限度額を変更するものです。

次の10ページを御覧ください。第4表の地方債補正です。1の変更で3件の事業について限度額を変更するものです。

14ページをお開きください。ここから2の歳入になりますが、主に収入実績や交付決定などにより増減しているものになります。説明は、補正額の大きなものについて行います。

下の15ページを御覧ください。款の1町税、項の4町たばこ税、目の1町たばこ税は、実績により7,090万4,000円増額しています。

17ページをお開きください。款の7地方消費税交付金、項の1地方消費税交付金、目の1地方消費税交付金は、実績により7,313万8,000円増額しています。

款の13地方交付税、項の1地方交付税、目の1地方交付税、節区分の1地方交付税、説明欄の特別交付税は、実績により6,372万3,000円増額しています。

次の18ページをお開きください。款の17国庫支出金、項の2国庫補助金、目の2民生費国庫補助金、節区分の10新型コロナ対策事業費補助金、説明欄の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金は、実績により6,232万7,000円減額しています。

20ページをお開きください。款の19財産収入、項の2財産売却収入、目の1不動産売却収入は、令和4年度に売却を予定していた土地について令和5年度以降に売却することとしたため、1億724万1,000円減額しています。

下の21ページを御覧ください。款の21繰入金、項の2基金繰入金は、一般財源の増加により、目の1財政調整基金繰入金を1億円、目の3公共施設整備基金繰入金を8,000万円、それぞれ減額しています。

24ページをお開きください。ここから3の歳出になりますが、主に入札や申請等の実績による予算残の減額及び実績に基づく時間外勤務手当の増額となっております。説明は、補正額の大きなものについて行います。

下の25ページを御覧ください。款の2総務費、項の1総務管理費、目の8財政調整基金等費、節区分の24積立金、説明欄の公共施設整備基金積立金は、一般財源の増加により1億9,000万円増額しています。説明欄の企業誘致環境整備基金積立金は、工業団地造成事業特別会計精算分を積み立てるもので、2,937万6,000円計上しています。

29ページをお開きください。款の3民生費、項の1社会福祉費、目の13新型コロナ対策事業費、節区分の19扶助費、説明欄の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、支給世帯の実績により6,015万円減額しています。

34ページをお開きください。款の8土木費、項の3都市計画費、目の1都市計画総務費、節

区分の12委託料、次ページの説明欄、調査等委託料は、入札による予算残を3,561万9,000円減額しています。

42ページをお開きください。ここからは、今回の補正予算に対する会計年度任用職員も含めた職員の給与費等の明細となっております。こちらにつきましては、後ほど御覧いただければと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（福島知雄君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第4号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄君） 起立多数です。したがって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第19 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号））

○議長（福島知雄君） 追加日程第19、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（令和4年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号））を議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○商工振興課長（今村太郎君） こんにちは。

それでは、承認第5号の専決処分の承認を求めることについて（令和4年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号））についてとなります。

3月の定例会以降に確定した歳出などについて調整し、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告の上、承認を求めるものであります。

早速ですが、1枚目の議案書、それに続いて2枚目の専決処分書をめくっていただき、令和4年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）をお開きください。ページ番号は1ページとなります。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に6,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を1億303万8,000円と定めるものであります。

次の2ページ、3ページは、第1表歳入歳出予算補正であります。ここでの説明は省略させていただきます。内容につきましては5ページ以降の補正予算に関する説明書の中で御説明させていただきます。

それでは、8ページをお開きください。明細書の2の歳入につきまして御説明申し上げます。

ページの左上に記載しております款の2繰入金、項の1他会計繰入金、目の1一般会計繰入金を6,000円計上するものです。

下の9ページを御覧ください。3の歳出につきまして御説明申し上げます。

款の1事業費、項の1事業費、目の1工業団地造成事業費は、節区分1報酬から節区分13使用料及び賃借料までについて、支出額が確定しましたことによりそれぞれ減額しております。あわせて、節区分27繰出金で、一般会計繰出金として2,937万6,000円を計上しております。

最後に、1枚めくっていただき、最終の10ページとなります。款の予備費につきまして、必要額が確定したことから2,076万7,000円を減額し、計を244万2,000円としております。

今回、専決処分いたしました菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）では、本年度、本特別会計予算の計上を行う必要がなかったため、実際の歳出額に合わせて一般会計への繰出金を確定させる必要があり、歳入歳出予算の調整を行ったものです。この補正予算で、令和4年度の本特別会計の未執行の歳出予算については全て減額を行うとともに、繰出金として一般会計に戻すこととしており、その同額を、先ほど財政課長の説明にあった一般会計の補正予算の歳出で、基金積立金として、今後の企業誘致に関する事業の財源となる菊陽町企業誘致環境整備基金に積み立てることとしております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（福島知雄君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第5号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄君） 起立多数です。したがって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

追加日程第20 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第4号））

○議長（福島知雄君） 追加日程第20、承認第6号専決処分の承認を求めることについて（令和4年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第4号））を議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹君） こんにちは。

承認第6号専決処分の承認を求めることについて（令和4年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第4号））について御説明いたします。

それでは、3枚めくっていただき、補正予算書の1ページをお開きください。詳細については、この後、補正予算実施計画で御説明いたします。

まず、第2条、収益的収入及び支出の補正につきましては、既決予定額を次のとおり補正するものです。収入の第1款事業収益を5,078万7,000円増額し、14億8,361万円としております。また、支出につきましては、第1款事業費用を321万3,000円減額し、13億87万8,000円としております。

続いて、2ページをお開きください。第3条、資本的収入及び支出の補正につきましては、収入の第1款資本的収入を143万円減額し、15億1,086万2,000円としております。また、支出につきましては、第1款資本的支出を143万円減額し、19億8,668万8,000円としております。御覧のように、資本的収入額が資本的支出額に対し、4億7,582万6,000円不足しておりますので、その補填財源についての内容を上段に記載しております。

続きまして、3ページを御覧ください。第4条、他会計からの補助金の補正につきましては、他会計補助金を464万3,000円減額し、3,603万9,000円としております。

次に、6ページの補正予算実施計画をお開きください。ここからは附属書類になります。

まず、収益的収入の款の1事業収益、項の2営業外収益、目の2他会計補助金は、農業集落排水事業の実績による不用額で、一般会計繰入金を抑制するため、321万3,000円減額し、2,970万3,000円としております。不用額の内訳としましては、次の7ページの支出で、款の1事業費用、項の1営業費用、目の1管渠費は管渠の清掃手数料等の不用額106万3,000円、目の4処理場費で白水浄化センターの緊急対応分の修繕費と委託費の不用額215万円を合計した321万3,000円を減額するものです。

6ページに戻っていただき、目の5消費税及び地方消費税還付金につきましては、公共下水道事業において、令和3年度からの繰越事業を加えた令和4年度の支払いが多額になったことにより、消費税の還付が見込まれるため、5,400万円を収入に追加するものです。

次に、8ページをお開きください。資本的収入の款の1資本的収入、項の4補助金、目の3他会計補助金は、農業集落排水事業の実績による不用額で、一般会計繰入金を抑制するため、143万円減額し、633万6,000円としております。不用額の内訳としましては、次の9ページの

支出で、款の1資本的支出、項の1建設改良費、目の1施設費は、農業集落排水区域内の公共
ます設置等の工事費や水道管移設補償費の不用額143万円を減額するものです。

次の10ページから、補正後の令和4年度予定キャッシュフロー計算書等の予算関連資料を掲
載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（福島知雄君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第6号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄君） 起立多数です。したがって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第21 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度菊陽町一般  
会計補正予算（第1号））**

○議長（福島知雄君） 追加日程第21、承認第7号専決処分の承認を求めることについて（令和5  
年度菊陽町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） 承認第7号の専決処分の承認を求めることについては、令和5年度菊  
陽町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

新型コロナワクチンの特例臨時接種の期間が1年間延長されたことによる接種費用など、急  
を要する予算について、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年4月14日に専決処分  
をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細は御質問に応じ、お答えしま  
すので、よろしくお願ひいたします。

それでは、2枚めくっていただき、1ページをお開きください。令和5年度菊陽町一般会計  
補正予算（第1号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に1億5,641万  
7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を184億4,226万5,000円と決めました。

8ページをお開きください。2の歳入について説明します。

款の17国庫支出金、項の1国庫負担金、目の2衛生費国庫負担金、節区分の5新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、説明欄の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種費用に対する負担金として8,862万1,000円増額しています。

項の2国庫補助金、目の3衛生費国庫補助金、節区分の7新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金、説明欄の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金は、ワクチン接種の体制整備に係る補助金として6,779万6,000円増額しています。

下の9ページを御覧ください。3の歳出になります。補正額の大きなものを説明します。

款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の6新型コロナ対策事業費、節区分の12委託料、説明欄の運営管理業務委託料は、コールセンターの運営業務として3,233万6,000円計上しています。説明欄の予防接種委託料は、令和5年5月開始及び令和5年9月開始の予防接種費用として9,717万4,000円増額しています。

11ページからは、会計年度任用職員も含めた職員の補正予算給与費明細書になります。こちらにつきましては、後ほど御覧いただければと思います。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

大久保輝君。

○7番（大久保 輝君） 新型コロナ対策事業費について質問をさせていただきます。

予防接種健康被害調査委員報酬というものが上がっておりますけども、これについて、これまでの町内での健康被害の報告等あったのかということをお尋ねしたいのが一点。

あと、すいません、2つあります。個別接種促進事業協力金、この内容についてどのようなものかをお尋ねしたい。

もう一点、予防接種委託料9,717万4,000円ですけども、こちらは、今少し説明ございましたけど、ワクチンの接種、どれぐらいの数を想定されてるのかお尋ねいたします。

○議長（福島知雄君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（岩下美穂君） 御質問にお答えします。

まず、健康被害予防接種調査委員会にかけた件数なんですけれども、令和3年度におきましては2回開催しまして、申請は3件となっております。また、令和4年度につきましては1回開催しまして、申請数は1件となっております。

続きまして、個別接種の促進事業の協力金についての御説明なんですけれども、接種のために必要な体制を着実に整備し、接種実施の間に継続的に確保することを目的とし、国の定める新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱に基づき、市町村が実施するものです。具体的には、週100回以上の接種を4週以上行った場合、週100回以上の接種をした週にお

ける回数当たり2,000円の支給を行うものとなります。令和4年度までは県が実施していた事業ですが、令和5年度からは市町村の実施事業となりましたので、事業の継続実施のため、予算を計上したところとなります。算定の根拠は、令和4年秋開始接種として実施した際の県の支給実績を基に計上しております。

続きまして、予防接種のほうに関しての件数ですけれども、令和5年度の春開始接種及び9月から開始します秋開始接種、それと初回接種、もしくは小児接種、乳幼児接種、それぞれ合わせまして合計3万8,850回分の予算計上をしてるところです。

以上です。

○議長（福島知雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第7号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄君） 賛成多数です。したがって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第22 報告第6号 専決処分の報告について（工事請負契約の締結について（菊陽北小学校放課後児童クラブ用地造成工事））

○議長（福島知雄君） 追加日程第22、報告第6号専決処分の報告について（工事請負契約の締結について（菊陽北小学校放課後児童クラブ用地造成工事））を議題とします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○子育て支援課長（石原俊明君） 皆さんこんにちは。

ただいまから御報告いたします。

報告第6号専決処分の報告について説明をいたします。

この報告は、令和4年第1回菊陽町議会臨時会において議決いただきました菊陽北小学校放課後児童クラブ用地造成工事の請負契約の締結に関するもので、工事内容の一部を変更する必要が生じたため、工事請負契約を変更したものでございます。今回の契約金額の変更が当初契約金額の100分の10を超えず、かつ1,000万円以下でありましたので、令和5年3月17日に専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

初めに、専決処分の内容について御説明いたします。

2枚目の専決処分書を御覧ください。1、契約の目的、菊陽北小学校放課後児童クラブ用地造成工事。2、変更契約金額、1億3,519万6,980円。当初契約金額は1億2,716万円でしたので、803万6,980円の増額となります。3、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字辛川2172番地、北陽・土野特定建設工事共同企業体、代表者、北陽建設株式会社代表取締役島田孝でございます。

次に、工事の主な変更内容について説明をさせていただきます。

2枚めくっていただきまして、参考資料の次の1枚の図面を御覧ください。図面は、本工事の計画平面図です。まず、この平面図の見方につきまして御説明いたします。

図面の上側になりますけれども、東西に学校の校舎、そして体育館が配置されております。校舎の南側でございます図面の左下側になりますけれども、ここが運動場になっております。そして、図面の中央部でございます。ここに学校のプールがございます。この学校のプールをL字で囲うように色づけしてある箇所が、今回の開発区域の造成工事の箇所となっております。この開発区域の右下のほうに予定建築物と書いてあるところがありますが、ここが令和5年3月に建設いたしました北小学校の放課後児童クラブの専用施設となっております。

それでは、主な内容について説明をいたします。

図面の左側に記載しております擁壁工について、開発区域西側に位置する学校の花壇の整備を行う過程で、児童が利用する通路への土砂の流出を抑制するため、空洞ブロックの施工面積を10.6平方メートルから23平方メートルに見直したことにより、約85万円の増額となっております。

次に、図面の右上の箇所に記載をしております車道舗装工について、開発区域外の町道に面する中型ブロック基礎施工、延長が25メートルにおいて、中型ブロックの基礎が町道の側溝と緩衝するため、擁壁位置を見直したことによって、道路の舗装面積を171平方メートルから186平方メートルに見直しを行っております。また、開発区域内である駐車場の舗装工において大部分に盛土を行っており、竣工後の降雨等により自然沈下等の発生も考慮し、当分の間、砂利敷き舗装で状況を見た上で、路面または地盤の状態を確認してから改めてアスファルト舗装を行ったほうが手戻り工事にならないと判断し、県の開発変更協議等を行った上で駐車場全体の3,082平方メートルを砂利敷き舗装に見直したことにより、総額約519万円の増額となっております。

さらに、図面の右側の開発区域東側の町道の擁壁工事の際に一般車両が安全に通行できるように交通誘導警備員を追加配置しましたので、約31万円の増額となっております。

続いて、1枚めくっていただきまして参考資料の2枚目を御覧ください。図面の左側の箇所に記載をしておりますプールの排水管の新設です。当初計画では学校既設プールの排水管ルートが把握できず、工事着手後に排水管ルートを確認したところ、プール南側ブロック積みの擁壁の施工に支障となったことから、排水管の布設替えを行う必要が生じたことにより、約133万円の増額となっております。

そのほか、工事の実施数量が確認できるものにつきましては、受注者と協議の上、数量などを見直し、設計図書の変更を行っております。

これらのことから請負金額を変更する必要があるため、契約の変更を行ったものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） 質疑なしと認めます。

これで報告第6号専決処分（工事請負契約の締結について（菊陽北小学校放課後児童クラブ用地造成工事））の報告を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時23分

再開 午後2時33分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第23 議案第27号 菊陽町自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄君） 追加日程第23、議案第27号菊陽町自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野博則君） こんにちは。

それでは、議案第27号菊陽町自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由でございますが、新たに整備した原水駅北口バス転回広場駐輪場の名称及び位置を新たに加えるため、条例の一部を改正する必要があることから、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

加えて、町営原水団地に隣接する原水駅北駐輪場につきましては、平成20年度の町営原水団地整備の際に当該駐輪場用地を合筆したことにより地番の変更が生じていましたので、併せて改正するものであります。

内容について説明いたします。

2枚お開きいただき、新旧対照表を御覧ください。左側、現行の原水駅北駐輪場の位置を、菊陽町大字原水2140番地1から、右側、改正後案では菊陽町大字原水2137番地の一部に改め、

新たに改正後案の原水駅北駐輪場の次に、名称、原水駅北口バス転回広場駐輪場、位置は、菊陽町大字原水2144番地1の一部、2144番地3の一部、2147番地2の一部、2148番地1の一部を加えるものであります。

1枚お開きいただき、駐輪場配置箇所図を御覧ください。新たに整備した原水駅北口バス転回広場内に3か所駐輪場を整備しております。駐輪場①は11台、駐輪場②は20台、駐輪場③は50台、合計81台が駐輪可能となります。

それでは、議案書の1枚目に戻っていただき、附則を御覧いただければと思います。原水駅北口バス転回広場の供用開始日である令和5年5月15日に合わせ、同日の5月15日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

坂本秀則君。

○17番（坂本秀則君） 議案第27号について質問いたします。

駐輪場整備がほぼ終わるということで、これで原水駅北側のバス転回場、工事はほぼ終了と考えてよろしいんですか。

○議長（福島知雄君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） それでは、転回広場につきましては商工振興課のほうで工事を実施しておりますので、私のほうから御回答させていただきます。

工事につきましては4月末をもちまして完了しておりまして、昨日、検査も終わっておりますので、予定どおり来週の月曜日から利用開始を始めたいというふうに考えております。

以上となります。

○議長（福島知雄君） 坂本秀則君。

○17番（坂本秀則君） 同僚議員が要望していたトイレ設置についてはどう考えてるか。

○議長（福島知雄君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） それでは、御質問についてお答えします。

12月議会の議案の際もトイレについて御質問いただいております。防犯上の懸念等もトイレの設置についてございますので、当面は設置せずに、利用状況を見まして、必要に応じて今後検討してまいりたいというふうに思っております。

以上となります。

○議長（福島知雄君） 坂本秀則君。

○17番（坂本秀則君） 今の必要に応じてというのは具体的にどういったときを考えてる。

○議長（福島知雄君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） それでは、御質問についてお答えします。



具体的なときといいますと、利用者の方から要望等がありましたら考えてまいるということになります。ただ、トイレの設置につきましては、12月議会でも御説明しましたとおり、トイレの設置自体が防犯上の懸念になるおそれもございます。そういったところで、利用者が必要だから必ずつけるというわけではありませんが、周辺地域への影響も考えまして総合的に判断してまいりたいというふうに思っております。

以上となります。

○議長（福島知雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第27号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄君） 起立多数です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第24 議案第28号 令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（福島知雄君） 追加日程第24、議案第28号令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） 議案第28号令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

物価高騰対策として実施予定の低所得者や子育て世帯への支援など、補正が必要なものが生じたので、お願いするものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ、お答えしますので、よろしく願いいたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に1億3,613万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を185億7,840万2,000円と定めるものです。

8ページをお開きください。2の歳入について、補正額の大きなものを説明します。

款の17国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金、節区分の7新型コロナ対策事業費補助金、説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、今回の補正予算で計上した事業費に対する交付金として1億1,293万3,000円計上しています。

目の2民生費国庫補助金、節区分の10新型コロナ対策事業費補助金、説明欄の子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金は、低所得の子育て世帯に対する特別給付金の補助金として2,302万5,000円計上しています。

下の9ページを御覧ください。ここから3の歳出になります。補正額の大きなものについて説明します。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の13新型コロナ対策事業費、節区分の19扶助費、説明欄の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、住民税非課税世帯に対して1世帯当たり3万円を給付するものとして1億500万円計上しています。

項の2児童福祉費、目の9新型コロナ対策事業費、次の10ページになりますが、節区分の19扶助費、説明欄の子育て世帯への臨時特別給付金は、住民税均等割が非課税の子育て世帯に対して児童1人当たり5万円を給付するものとして2,175万円計上しています。

下の11ページからは、会計年度任用職員も含めた職員の補正予算給与費明細書になります。こちらにつきましては、後ほど御覧いただければと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（福島知雄君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

西本友春君。

○8番（西本友春君） 今補正予算、最初、説明のときに物価高騰対策ということでおっしゃって、歳出を見ると、そういうものが見当たらないような気がしたのがあるんですが、これは、ごめんなさい、3月22日に政府が物価高騰対策ということで新たな地方創生臨時交付金、本当の物価高対策としてLPガス及びそれ以外の物価高騰で苦しむ事業者向けの支援、全国で約7,000億円ということで決定しておりますが、そのことへのやつじゃ、それはまだ県から下りてきてはいないと思ってるんですが、その前のやつに対するこれは予算ということでよろしいですかね。

○議長（福島知雄君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、御質問にお答えします。

こちらにつきましては、国のほうが国の予備費を活用して物価高騰対策として実施しますということではございます。その中で、まず住民税の非課税世帯に対する給付金、こちらを先行して行っていきます。そのほかの部分につきましてはまた今後、事業化を計画しながら進めていくことになるかと思っておりますけども、臨時交付金を活用してできるものと、住民税非課税世帯の3万円の支給というのは国のほうでも政策としてうたわれているもの、そちらの分と、子育て世帯についても国の予備費を活用して、新型コロナウイルス感染症が流行している中で物価高騰のあおりを受けて生活に苦しむ方を支援するという意味合いで支給するというふうになっているものでございます。こちらは早めに支給をしてほしいということもあり

まして、今回、5月の臨時会に補正予算として提案させていただいてるものでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄君） 西本友春君。

○8番（西本友春君） 再度確認しますと、3月22日に国が決定した1.2兆円のうち自由に地方自治体で使える7,000億円の一部も含まれているということ。それはまだ入っていないというふうに思ってるんだけど、そこはどうなんですか。

○議長（福島知雄君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） そちらの中に含まれているものは一部……

（「まだ県から来てないんじゃない」の声あり）

すみません、失礼しました。低所得世帯支援ということで5,000億円と、推進事業メニューということで7,000億円、合わせて1兆2,000億円ということであるかと思えますけども、まず低所得世帯の支援枠で5,000億円あります。そちらのほうが入っております。7,000億円の部分も、予算的に不足する部分についてはそちらのほうの活用もいいということになっておりますので、部分的に、予算が5,000億円の中で足りない部分についてはそちらのほうも活用しながら進めていくというところで、一部含まれているという形になっております。

以上でございます。

○議長（福島知雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第28号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄君） 起立多数です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第25 報告第7号 令和4年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（福島知雄君） 追加日程第25、報告第7号令和4年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹君） 報告第7号令和4年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書について御説明いたします。

令和4年度の予算繰越計算書につきましては、地方公営企業法第26条第1項及び第2項の規

定により建設改良費に係る予算を翌年度に繰り越して使用するもので、同条第3項の規定により議会に報告するものでございます。

次のページの繰越計算書をお願いします。第1項の規定により繰り越しました令和4年度の建設改良費に係る繰越しにつきましては、款の1資本的支出、項の1建設改良費、事業名は未普及対策事業ほか10事業であります。次のページで、建設改良費の合計は、予算計上額14億4,491万8,000円のうち翌年度繰越額6億6,396万4,000円であります。この財源といたしましては、国県支出金等で国庫補助金が2億4,525万円、企業債が3億400万円、損益勘定留保資金が1億1,471万4,000円としております。

計算書の1ページ目に戻っていただき、繰り越しました主な理由につきましては、汚水事業では、2段目の県に委託しております第二原水工業団地に係る堀川第4汚水幹線築造工事について、工事に必要な特注部品の納入が新型コロナウイルス感染拡大の影響で遅れたことなどにより年度内の竣工が困難となりました。地震対策事業では、一番下の段になりますが、堀川汚水ポンプ場耐震診断調査業務委託において、建物の解析や耐震計算に期間を要していることから年度内の完了が困難となりました。次のページの改築・更新事業では、上2段の、ストックマネジメント計画に基づき、堀川、菊陽ポンプ場の自家発電設備を更新しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により機器の納入が遅れており、年度内の竣工が困難となりました。

次に、最後のページをお開きください。第2項ただし書の規定により繰り越したのは、令和4年度の建設改良費に係る令和3年度予算からの繰越分で、事故繰越となります。内容は、款の1資本的支出、項の1建設改良費、事業名は堀川第4汚水幹線築造工事で、工事に必要な特注部品の納入が新型コロナウイルス感染拡大の影響で遅れたことなどによるものです。合計で、建設改良費の予算計上額16億2,215万1,596円のうち翌年度繰越額1億4,870万円であります。この財源といたしましては、国県支出金等で国庫補助金が7,435万円、企業債が4,560万円、損益勘定留保資金が2,875万円であります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（福島知雄君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

岩下和高君。

○14番（岩下和高君） 今の説明の中で、コロナによる影響で遅れてるという説明でしたが、今後の見込みはどうなってますでしょうか。それをお尋ねします。

○議長（福島知雄君） 下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹君） 質問にお答えします。

今回の繰越しの部分については今現在で部品の調達関係も終えまして、繰越しという形にはなってしまいましたですけど、めど的には、約束しております令和5年8月に向けての工事完

了、これは達成できるということで考えております。そういう進捗で今進められております。全体的な分としては、工事に対する納入の遅れの分は工事全般的には出ておるんですけど、進捗でいきますと、4月末現在で、事業費ベースであります。こちらのほうのJASM関係の汚水事業につきましては95%の進捗となっております。

以上でございます。

○議長（福島知雄君） ほかに質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） ほかに質疑なしと認めます。

これで報告第7号令和4年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書についての報告を終わります。

お諮りします。

町長から同意第3号菊陽町監査委員の選任についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第26として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号を日程に追加し、追加日程第26として議題とすることに決定しました。

それでは、議案審議に入ります前に町長の提案理由の説明を求めます。

吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） それでは、追加日程の議案の提案理由を申し上げます。

先ほどお配りいたしました同意第3号は、菊陽町監査委員の選任についてであります。

議員選出の監査委員の任期が令和5年5月1日をもちまして満了しましたので、現在、議員選出の監査委員が欠員となっております。このため、新たに議員選出監査委員として佐々木理美子様を選任するものであります。御同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（福島知雄君） 町長の提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第26 同意第3号 菊陽町監査委員の選任について

○議長（福島知雄君） 追加日程第26、同意第3号菊陽町監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって佐々木理美子君の退場を求めます。

〔9番 佐々木理美子君 退席〕

○議長（福島知雄君） 総務部長、内容の説明を求めます。

○総務部長（板楠健次君） それでは、同意第3号菊陽町監査委員の選任についてを説明いたします。

監査委員の任期につきましては、地方自治法第197条において、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期によると規定されています。これまで議員のうちから監査委員に選任

しておりました那須眞理子様議員としての任期が令和5年5月1日をもって満了となりました。このため、新たに議員のうちから監査委員を選任する必要がありますので、同法第196条第1項の規定により、佐々木理美子様選任について同意をお願いするものでございます。

佐々木理美子様住所、生年月日は記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（福島知雄君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第3号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄君） 起立多数です。したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

佐々木理美子君の入場を許可します。

〔9番 佐々木理美子君 入場〕

○議長（福島知雄君） 佐々木理美子君に告知します。

ただいま監査委員に選任されましたので、お知らせします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和5年第1回菊陽町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後3時0分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会臨時議長 甲 斐 榮 治

菊陽町議会議長 福 島 知 雄

菊陽町議会副議長 坂 本 秀 則

菊陽町議会議員 鬼 塚 洋

菊陽町議会議員 吉 村 恭 輔

菊陽町議会会議録  
令和5年第1回5月臨時会

令和5年5月発行

発行人 菊陽町議会議長 福島知雄  
編集人 菊陽町議会事務局長 内藤優誠  
印刷 株式会社 きょうせい九州支社  
電話 (092) 831-0700 (代表)



菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電話 (代) (096) 232-2111  
議会事務局TEL (096) 232-4919